

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項、第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。